資料 ６

2020年3月16日施行就業規則新旧対照表

2020年3月12日 野口仁公認会計士事務所

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
|  | （新設） **第32条（COVID-19に対応する特別休暇）** 1 同居親族等の罹患、罹患者への濃厚接触、行政からの自宅待機要請等を受けた場合には2週間を限度とする特別休暇を与えるものとする。  2 COVID-19に対応する特別休暇の期間は無給とする。  3 社員が罹患していない、もしくは不明の間で発症がなく且つリモートで業務を行える性質の場合は、原則としてリモートワークを活用して勤務するものとする。リモートワーク勤務の場合には通常の勤務時間と同様に扱う。 |

以上